

国民健康保険

限度額適用認定証のご案内

医療機関にかかる場合、窓口
に限度額適用認定証または限度
額適用・標準負担額減額認定証
を提示すると、医療費の支払い
が自己負担限度額までとなりま
す。(ただし、食事代や保険適用
外の差額ベッド代などは、別途
負担になります)

なお、認定証を提示せずに医
療機関に医療費を支払った場合
は、限度額を超えた金額が高額
療養費として後日支給されます。
■交付を受けることがで
きる方

市の国民健康保険に加入
している次のいずれか
の方

- ① 70歳未満の方
- ② 70歳以上75歳未満の住
民税非課税世帯の方
(70歳以上75歳未満の非
課税世帯以外の方は保
険証と高齢受給者証を
提示することで、医療
費の支払いが自己負担
限度額までとなります)

※国民健康保険税を滞納
している世帯に属する方
には交付されません。

■申請に必要なもの

- ① 認定を受ける方の国民健康保
険被保険者証
- ② 印鑑

■申請場所

伊奈庁舎国保年金課

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58
2111 (内線1183)

自己負担限度額 (月額)

●70歳未満の方の場合

所得区分	限度額 ※各医療機関ごとに別々に計算します ※入院と外来は別々に計算します
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
上位所得者※	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
住民税非課税世帯	35,400円

※基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯および所得の申告をしていない世帯の方

●70歳以上75歳未満の方の場合

所得区分	外来	外来+入院
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者※ 1	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※3	8,000円	15,000円

※1 同一世帯に住民税課税所
得額145万円以上の国保被保
険者がいる方

※2 同一世帯の世帯主および国
保被保険者が住民税非課税の方

※3 同一世帯の世帯主および
国保被保険者が住民税非課税
で、その世帯の各所得が必要経
費・控除(年金所得は控除額を
80万円として計算)を差し引い
たときに0円になる方

後期高齢者(長寿)医療制度

のお知らせ

新しい被保険者証を7月中旬に
送付します。

現在ご使用の被保険者証は、
7月31日(水)が有効期限となつて
います。

8月1日(木)からは、新しい被
保険者証をお使いください。

●平成25年度後期高齢者医療保
険料の普通徴収分(納付書払い・
口座振替払い)の納入通知書を
7月中に発送します。

●災害により著しい損害を受け
たときや、病気などで収入が著
しく減少する世帯で、保険料を
納めることが困難な方は、申請
すると後期高齢者医療保険料が
減免になることがあります。

※減免は、申請すると必ず受け
られるものではありません。
詳しくは、国保年金課までお
問い合わせください。

高齢受給者証が更新されます

70歳以上75歳未満の方へ

現在、医療機関窓口で被保険
者証と一緒に提出していただい
ている高齢受給者証は、7月31
日(水)で使用できなくなります
のでご注意ください。
70歳以上75歳未満の方で、国
民健康保険に加入をしている方
につきましては、8月1日(木)か
らお使いいただく高齢受給者証
を7月下旬に郵送します。

●自己負担割合について
医療機関で支払っていただく

自己負担割合は、平成26年3月
まで『1割負担』に据え置かれ
ます。ただし、同一世帯に住
民税課税所得145万円以上の70
歳以上75歳未満の国民健康保
険加入者がいる方は、『3割負担』
となります。

なお、8月1日(木)からの自己
負担割合は、平成24年中の所得
および収入で判定します。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58
2111 (内線1183)

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58
2111 (内線1187)